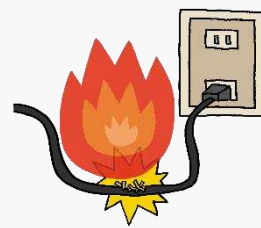


焼津市からの
お得な補助金
チャンス！

好評受付中！

お部屋の地震対策で 家具や火事から 命を守る！



大規模地震が発生したら、建物はもちろんのこと、室内の家具や窓ガラスなども被害を受けたり、火災が発生したりします。

災害時に命を守って被害を減らし、少しでも早く普段の生活に戻するために、焼津市の補助制度を活用して自宅の地震対策を徹底しましょう！

★詳細は市 HP をご確認ください、地域防災課（054-623-2554）までお問い合わせください。

★申請書配布・受付場所：消防防災センター、各公民館、焼津市役所 2F 受付、
大井川市民サービスセンター

65 歳以上の
世帯限定

補助制度その 1

家具等転倒・落下防止器具取付サービス事業

～大型家具から身を守るための安全対策～

補助内容：タンスや食器棚、家電製品などの転倒または落下を防止するための器具を、委託業者が取り付けます。



補助上限：1 世帯当たり 3 組まで**無料**

※特殊な取り付けの家具・家電製品（テレビ、冷蔵庫等）は、依頼者の一部負担が発生する場合があります。

対 象 者：焼津市内に家を持つ又は居住する **65 歳以上のみの世帯**
（過去にこのサービスを 2 回使った世帯を除く）



▲市 HP

申請期限：令和 7 年 1 月 31 日（金）

【問合先】焼津市役所 地域防災課

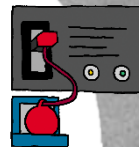
焼津市石津 728-2 消防防災センター 2 階

Tel : 054-623-2554 Fax : 054-625-0132

Mail : tiikibousai@city.yaizu.lg.jp

補助制度その2

家具転倒防止器具等購入費補助事業



～自分でできるカンタン対策で安心度UP～

補助内容：家具転倒防止器具や、ガラスの飛散防止フィルム等を購入する世帯、もしくは工事等を委託する世帯に対して、予算の範囲内において補助金を交付します。

補助上限：購入額・工事額の3分の2（上限1万円）

対象者：焼津市内に家を持つ又は居住する世帯
（過去にこのサービスを使った世帯及び、今年度「家具等転倒・落下防止器具取付サービス事業」を利用した世帯を除く）

申請期限：令和7年2月21日（金）

《対象器具参考例》

- ・ つっぱり棒、転倒防止金具、転倒防止ジェル
- ・ ガラスの飛散防止フィルム
- ・ 感震ブレーカー

（一般財団法人日本消防設備安全センターが認証するもので、電気工事が不要な簡易タイプ）



▲市HP



補助制度その3

感震ブレーカー等設置推進事業

～地震後の火災から家を守る～

補助内容：業者に依頼して感震ブレーカー（電気工事が必要な分電盤タイプ）を設置する世帯に対して、予算の範囲内において補助金を交付します。

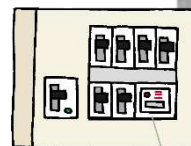
補助上限：感震ブレーカーを設置する費用の3分の2（上限2万円）

対象者：焼津市内に家を持つ又は居住する世帯
（過去にこのサービスを使った世帯を除く）

申請期限：令和7年1月31日（金）

《感震ブレーカーとは？》

震度5強以上の地震を感知すると、分電盤のブレーカーを強制遮断して電源を止める装置です。これをつけることで、地震後の停電が復旧した時に起きる「通電火災」を予防できます。



感震センサー



▲市HP

【問合先】焼津市役所 地域防災課

焼津市石津 728-2 消防防災センター2階
Tel : 054-623-2554 Fax : 054-625-0132
Mail : tiikibousai@city.yaizu.lg.jp